

経営者のための法律相談Q&A その25

経営承継、社長にもしものことがあつたら会社はどうなる？

1 もし今社長が倒れたら？

社長にもしものことがあつたら会社はどうなるか、できれば考えたくない問題ですが、経営者としてそれでは済ません。会社は、設立した瞬間から創業者だけのものではなくなります。会社の経営者には、従業員、取引先、株主、債権者、地域社会など、さまざま人に対する責任があります。経営者である以上、もし今、自分が倒れたら会社の経営がどうなるかを考えておかることは必要なことで、これに備えることはリスクマネジメントの第1歩といえます。また、経営承継の準備として、株式やその他の資産の譲渡など様々な対策がありますが、今すぐにできる経営承継対策は「遺言」を書くことです。

2 もし遺言がなかつたら？

会社を経営されている皆さまは、多くの自社株式を保有されていると思います。もし、遺言がなかつたらどうなるでしょうか。相続が発生す

3 遺言書作成の注意点

一般的な遺言としては、自筆証書遺言、公正証書遺言がありますが、後ろ紛争を防止するためには公正証書遺言にされておくことをお勧めします。

なお、遺留分は家庭裁判所への申立てにより放棄することができますので、遺言作成後、後継者以外の相続人の理解を得て、遺留分を放棄してもらうことも検討すると良いでしょう。

詳細については、弁護士や税理士などの専門家にお尋ねください。

(本稿担当) 谷脇裕子



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-10015
東広島市西条栄町10番27号
TEL 493-7100 FAX 493-7101
弁護士 福田浩・今田健太郎・東広島主担当・上根裕章・
谷脇裕子(東広島主担当)・中岡正憲・大橋真人

4 遺留分に関する民法の特例

上記のような遺留分の問題に対処するため、平成20年10月1日に自社株式の承継について遺留分に関する民法の特例として、いわゆる経営承継円滑化法が施行されました。経営のうちの一定割合を受け取ることができる権利です。後継者に自社株式等を集中して相続させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められ、結果的に自社株が分散してしまう可能性があります。このような事態を避けるには、遺留分を有する相続人に對しても遺留分に相当する事業に關係の薄い財産を与えておくことが考えられます。また、遺言の最後に、付言事項として、後継者を決めるに至った事情や、財産配分の理由、社長としての思い等を記して理解を求めることも紛争を防ぐための一案といえます。

株式の承継について遺留分に関する民法の特例として、いわゆる経営承継円滑化法が施行されました。経営のうちの一定割合を受け取ることができる権利です。後継者に自社株式等を集中して相続させようとしても、遺留分を侵害された相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められ、結果的に自社株が分散してしまう可能性があります。このような事態を避けるには、遺留分を有する相続人に對しても遺留分に相当する事業に關係の薄い財産を与えておくことが考えられます。また、遺言の最後に、付言事項として、後継者を決めるに至った事情や、財産配分の理由、社長としての思い等を記して理解を求めることも紛争を防ぐための一案といえます。